

年末・年始・春節における 伝染病に対する防疫対策の徹底を！

今シーズン、すでに国内では4件の高病原性鳥インフルエンザの発生が養鶏農場で発生しています。また、死亡野鳥の検査では北海道から鹿児島まで67件確認されています（12月27日現在）。

豚熱については、引き続き県内でも野生イノシシの感染が認められており、こちらも油断大敵です。

海外に目を向けると近隣諸国では高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、口蹄疫に加え、特にアフリカ豚熱はアジアで継続的に発生し、特に年末には日本とヒト・モノの往来の多い隣国の韓国で発生しています。

年末年始、春節等を迎え人の往来の増加が見込まれること、渡り鳥の飛来・滞在シーズンは続くことから、引き続き農場における病原体侵入防止の徹底をお願いします。

畜産関係者の皆様は、次の点にご留意ください！！

- 高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱等の発生地域への渡航自粛
- 外国人従業員に対し日本への持ち込みが禁止されている肉製品等を持ち込まないことの徹底を徹底
- 農場への病原体侵入防止対策の再徹底
→衛生管理区域等への立入制限、出入りの際の消毒の徹底、防鳥ネット等の点検・補修、農場周辺の消石灰散布など。飼養衛生管理基準の遵守をお願いします！！
- 家畜の異状が認められた場合には、直ちに家畜保健衛生所へ連絡

(裏面につづく)

連絡先はこちら

湘南家畜保健衛生所 (0463) 58-0152

閉庁時(夜間・休日):080-3403-0156、080-3403-0158

【アフリカ豚熱の症状】⇒ 豚・いのしし

病状は多岐に渡り、甚急性、急性、亜急性、慢性の症状を示す。甚急性では突然死亡、急性では発熱(40~42℃)、皮下出血、脾臓の腫大、粘血便、チアノーゼ等を呈し、死亡率は100%に近い。



写真出典: 国立研究開発法人農業食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門

【高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの特定症状】⇒ 鶏・あひる

うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥

同一の家きん舎内で、1日の家きんの死亡率が、過去21日間の平均した死亡率の2倍以上となった場合

(ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない)。

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの疑いを否定できない場合も連絡を!

- ・ 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している場合
- ・ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡又はうずくまっている場合

【口蹄疫の特定症状】⇒ 牛・水牛・めん羊・山羊・豚・いのしし

次の1~3のいずれかの症状を呈していること(鹿の場合、1では①・③に該当すること)。

1 次のいずれにも該当すること。

- ① 39.0度以上の発熱があること。
- ② 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下、または泌乳の停止があること。
- ③ 口腔内等(※1)に水疱等(※2)があること。

2 同一の畜房内(1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内)において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

3 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜(1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合は、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜)が当日及びその前日の2日間において死亡すること。

ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

※1 口腔内等…口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房

※2 水疱等…水疱、びらん、潰瘍又は癬痕(外傷に起因するものを除く)